

特定調達品目及び判断の基準の変更・追加（案）

1. 機器類（変更）

<原 案>

黒板	【判断の基準】 金属を除く主要材料が、下記のいずれかの要件を満たすこと。 A．プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 B．木質の場合にあっては、間伐材などの木材が使用されていること。また材料からのホルムアルデヒドの放出量は1.5mg/l以下であること。 C．紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること。 【配慮事項】 修理や部品交換が可能であるなど、長期間の使用が可能な設計又は分解が容易であるなど部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化・省資源化や素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
ホワイトボード	
磁気筆記板	

- 注) 1 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材・不良品を再生したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）
- 2 機器類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものを排除するものではない。

<変更案>

黒板	【判断の基準】 （原案に同じ）
ホワイトボード	【配慮事項】 （原案に同じ）

- 注) 1 （原案に同じ）
- 2 （原案に同じ）
- 3 ホワイトボードには、黒板以外の各種方式の筆記ボードを含む。

2. 公共工事（変更）

< 原 案 >

品目分類	品目名	判断の基準等
土砂	建設汚泥から <u>製造</u> した処理土	建設汚泥から <u>製造</u> した処理土であること。

< 変更案 >

品目分類	品目名	判断の基準等
土砂	建設汚泥から <u>再生</u> した処理土	建設汚泥から <u>再生</u> した処理土であること。

< 原 案 >

品目分類	品目名	判断の基準等
塗料	下塗用塗料（重防食）	鉛、クロム <u>等の有害重金属</u> を含む顔料を配合していないこと。

< 変更案 >

品目分類	品目名	判断の基準等
塗料	下塗用塗料（重防食）	鉛、クロムを含む顔料を配合していないこと。

< 原 案 >

品目分類	品目名	判断の基準等
断熱材	断熱材	<p>【判断の基準】</p> <p>建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するもので、オゾン層を破壊する物質を含有していないこと。</p> <p>また、製造段階で再生材料を使用しているか又は使用済みの製品を再利用できること。</p> <p>なお、グラスウール及びロックウールの生産に使用する再生資源や副産物については、上記のほか次の条件を併せて満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グラスウール：廃ガラス再生資源利用率は、原材料の重量比で 80%以上であること。 ・ロックウール：高炉スラグ等再生資源利用率は、原材料の重量比で 85%以上であること。

< 変更案 >

品目分類	品目名	判断の基準等
断熱材	断熱材	<p>【判断の基準】</p> <p>建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するもので、オゾン層を破壊する物質を含有していないこと。</p> <p>また、再生資源を使用しているか又は使用後に再生資源として使用できること。</p> <p>なお、断熱材のうちグラスウール及びロックウールの製造に用いる再生資源や副産物については、上記のほか次の条件を併せて満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グラスウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で 80%以上であること。 ・ロックウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で 85%以上であること。

< 原 案 >

品目分類	品目名	判断の基準等
建具	断熱サッシ・ドア	<p>【判断の基準】</p> <p>建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具で、次のいずれかであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複層ガラスを用いた建具であること。 ・二重サッシであること。

< 変更案 >

品目分類	品目名	判断の基準等
建具	断熱サッシ・ドア	<p>【判断の基準】</p> <p>建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具で、次のいずれかであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複層ガラスを用いたサッシであること。 ・二重サッシであること。 ・断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置を講じたドアであること

< 原 案 >

品目分類	品目名	判断の基準等
園芸資材	パーク堆肥	<ul style="list-style-type: none"> ・有機物の含有率（乾物） 70%以上 ・炭素窒素比〔C/N比〕 35 以下 ・陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物） 70me/100g 以上 ・pH 5.5～7.5 ・水分 60±5% ・幼植物試験の結果 生育阻害その他異常を認めない ・全窒素〔N〕（乾物） 1.2%以上 ・全りん酸〔P₂O₅〕（乾物） 0.5%以上 ・全加里〔K₂O〕（乾物） 0.3%以上

< 変更案 >

品目分類	品目名	判断の基準等
園芸資材	パークたい肥	<ul style="list-style-type: none"> ・有機物の含有率（乾物） 70%以上 ・炭素窒素比〔C/N比〕 35 以下 ・陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物） 70meq/100g 以上 ・pH 5.5～7.5 ・水分 60%以下 ・幼植物試験の結果 生育阻害その他異常を認めない ・窒素全量〔N〕（現物） 1.2%以上 ・りん酸全量〔P₂O₅〕（現物） 0.5%以上 ・加里全量〔K₂O〕（現物）0.3%以上

< 原 案 >

品目分類	品目名	判断の基準等
園芸資材	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料	<p>1.製品に含まれる有害化学物質の含有量(割合)が下記の数値以下であるもの。</p> <p>ヒ素 0.005%</p> <p>カドニウム 0.0005%</p> <p>水銀 0.0002%</p> <p>ニッケル 0.03%</p> <p>クロム 0.05%</p> <p>鉛 0.01%</p> <p>2.その他の制限事項</p> <p>金属等を含む産業廃棄物に係る判断基準を定める省令(昭和48年総理府令第5号)の別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。</p> <p>植害試験の調整を受け害が認められないものであること。</p> <p>有機物の含有率(乾物) 35%以上</p> <p>炭素炭素比〔C/N比〕 20 以下</p> <p>pH 8.5 以下</p> <p>水分 50%以下</p> <p>全窒素〔N〕(乾物) 1.5%以上</p> <p>全りん酸〔P₂O₅〕(乾物) 2.0%以上</p> <p>アルカリ分(乾物) 25% 以下</p>

< 変更案 >

品目分類	品目名	判断の基準等
園芸資材	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料	<p>1.製品に含まれる有害化学物質の含有量(割合)が下記の数値以下であるもの</p> <p>ひ素 0.005%</p> <p>カドミウム 0.0005%</p> <p>水銀 0.0002%</p> <p>ニッケル 0.03%</p> <p>クロム 0.05%</p> <p>鉛 0.01%</p> <p>2.その他の制限事項</p> <p>金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年総理府令第5号)の別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること</p> <p>植害試験の調査を受け害が認められないものであること</p> <p>有機物の含有率(乾物) 35%以上</p> <p>炭素窒素比〔C/N比〕 20 以下</p> <p>pH 8.5 以下</p> <p>水分 50%以下</p> <p>窒素全量〔N〕(現物) 1.5%以上</p> <p>りん酸全量〔P₂O₅〕(現物) 2.0%以上</p> <p>アルカリ分(現物) 15% 以下</p>

3 . 自動車 (追加)

< 追加案 >

I T S 対応車載器

ア . 品目及び判断の基準等

E T C 対応 車載器	【判断の基準】 ノンストップ自動料金支払いシステムに対応し、有料道路の料金所に設置されたアンテナとの間で無線通信により料金情報のやり取りを行う装置であること。
V I C S 対応 車載器	【判断の基準】 光ビーコン、電波ビーコン、F M 多重の3つのメディアに対応する、道路交通情報通信システムの情報を受信する装置であること。

イ . 目標の立て方

各品目ごとの当該年度における調達総数 (個数) とする。